

EC 指令における付加価値税の税率構造について

付加価値税の共通システムに関する理事会指令 2006/112/EC(2006年11月28日) (抜粋)

第2章 税率構造と税率水準

第1節 標準税率

- 第97条 1. 2006年1月1日から2010年12月31日まで、標準税率は15%を下回らないものとする。
2. 財務相理事会は、EU条約第93条にしたがって、2010年12月31日後に適用される標準税率についての決定を行う。

第2節 軽減税率

- 第98条 1. 加盟国は、一または二の軽減税率を適用することができる。
(略)

- 第99条 1. 軽減税率は5%を下回らない、課税標準の百分率で定められる。
(略)

第4章 最終合意の採択に至るまでの間に適用される特別規定

- 第110条 1991年1月1日時点で、前段階で支払われた付加価値税の控除を認める非課税措置を適用していた、または、第99条で規定されている税率以下の軽減税率を適用していた加盟国は、引き続き、当該非課税措置を適用し、または、軽減税率を適用することができる。

第1パラグラフで言及した非課税措置及び軽減税率は、共同体の法律に従わなければならず、また、明確に定義された社会的理由及び最終消費者の利益のために採用されたものでなければならない。

イギリスの付加価値税における軽減税率等の税収に与える影響（2008年度）

全品目・サービスに標準税率(17.5%)(注1)
を適用した場合の税収(推計)(注2)

[A]

1, 210. 9億ポンド

軽減税率等による減収額(推計)(注3)

[B]

▲ 426. 5億ポンド

軽減税率(5%)	家庭用燃料・電力 等	▲ 37. 0億ポンド
ゼロ税率	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築 等	▲ 269. 5億ポンド (主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ▲ 120. 0億ポンド ・居住用建物の建築 ▲ 56. 0億ポンド ・国内旅客輸送 ▲ 25. 5億ポンド
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	▲ 120. 0億ポンド (主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・金融及び保険 ▲ 43. 5億ポンド ・居住用建物の賃貸 ▲ 36. 0億ポンド

軽減税率等による減収割合

[B/A]

35. 2 %

(注1) 2008年12月から2009年12月までの間の時限措置として、付加価値税の標準税率は17.5%から15%に引き下げられていた。

(注2) 「全品目・サービスに標準税率(17.5%)を適用した場合の税収(推計)」は、2008年度の付加価値税収(784.4億ポンド)と「軽減税率等による減収額(推計)」の合計値。

(注3) 「軽減税率等による減収額(推計)」は、各項目にかかる軽減税率、ゼロ税率及び非課税による減収分を単純に合算したものである。その際、価格転嫁による影響等は考慮していない。

(出所) 英国歳入関税庁 “National Statistics”

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

贅沢品か否かの違い

【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備考
<u>キャビア</u> 	フォアグラ トリュフ 	フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
<u>マーガリン</u> 	バター 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。
<u>普通のチョコレート</u> 	板チョコ 	昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。
<u>カカオ含有量50%以上のチョコレート製品</u> 	<u>カカオ含有量50%未満のチョコレート製品</u> 	チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。

(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

外食と食料品の違い

【イギリス】

標準税率 (17.5%)	軽減税率 (0%)	備考
<u>フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいティクアウト商品</u> 	<u>デリカテッセンなどスーパーの惣菜</u> 	イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。 なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備考
<u>ハンバーガー(店内飲食用)</u> 	<u>ハンバーガー(持ち帰り用)</u> 	同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

【カナダ】

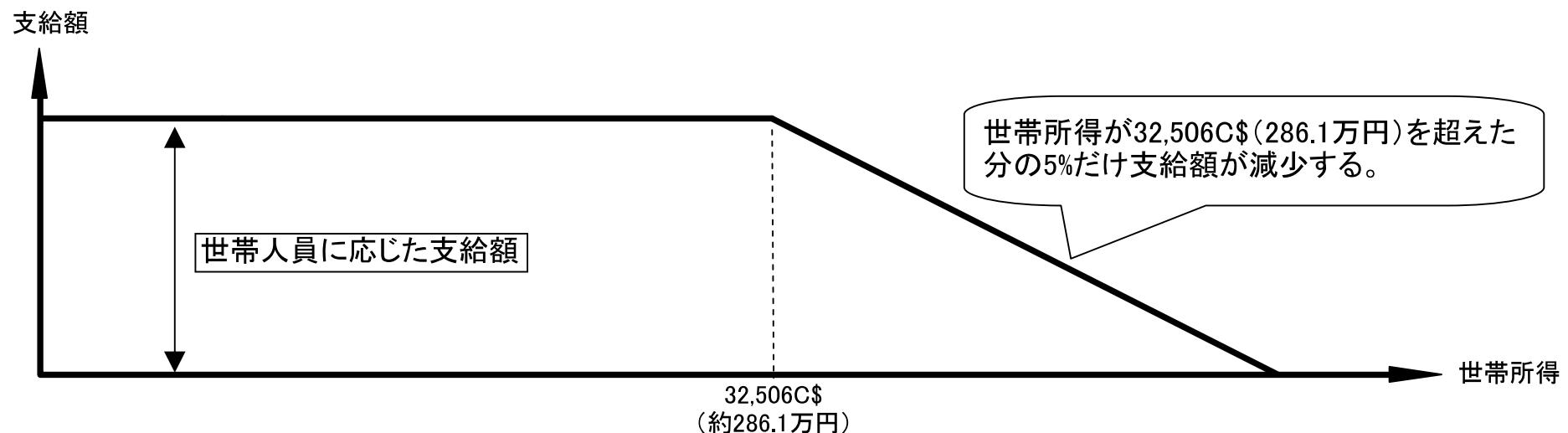
標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備考
<u>ドーナツ(5個以下)</u> 	<u>ドーナツ(6個以上)</u> 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐに食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

カナダにおけるGSTクレジットの概要

(2010年7月現在)

- カナダにおけるGSTクレジットは、低・中所得世帯の付加価値税(GST: Goods and Services Tax)負担の軽減を目的とした直接給付制度であり、所得が一定額を超えると給付額が減少する仕組みとなっている。なお、給付の額と実際のGST負担額とが連動しているわけではない。
- 年間給付額は、本人分及び配偶者分：各250C\$（約2.2万円）、扶養児童分（18歳以下）：1人131 C\$（約1.2万円）。一世帯当たりの平均的なGSTクレジット支給額（2003年）は322C\$（約2.8万円）。
- GSTクレジット支給総額は、GST税収（連邦）の約10%（2003年）。
- 給付の適用を受けようとする者は、申請に際して、本人と配偶者の社会保険番号、夫婦それぞれの所得、及び扶養児童の情報等を、当局に報告しなければならない。

（参考）GSTクレジット支給額のイメージ



（注）邦貨換算レート：1カナダドル(C\$)=88円（裁定外国為替相場：平成22年（2010年）5月中の実勢相場の平均値）。

仕入税額控除制度について（現行消費税制度）

仕入税額を控除するためには、帳簿の保存に加え、請求書等の保存が必要。

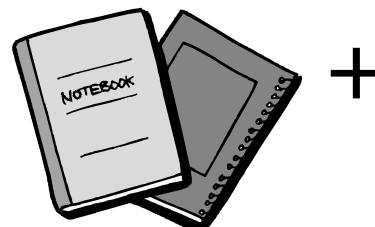
消費税の基本的な仕組み

納税義務者は、事業者

$$\text{各事業者の納税額} = \boxed{\text{売上税額}} - \boxed{\text{仕入税額}}$$

仕入税額を控除
するためには…。

仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、
請求書、領収書、納品書等の書類（取引の相
手方が発行した書類）のいずれかの保存が
必要
『請求書等保存方式』



請求書					
18年4月1日 No. 20-1023					
株式 下記 税: 月 E 4					請求書
18年4月3日 No. 20-1026					18年4月6日 No. 20-1031
株式 下記 税: 月 E 4					18年4月8日 No. 20-1038
株式 下記 税: 月 E 4					18年4月11日 No. 20-1047
株式会社 ○○商事 様 株式会社 △△商事 千代田区霞が関3-1-1 下記のとおり御請求申し上げます					
税込合計金額 ¥1,050,000- 税率 5% 消費税額等 50,000					
月 日	品名	数量	単価	金額(税込・税込)	摘要
4/11	パソコン	5	174,000	870,000	
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	
	プリンター	3	22,000	66,000	
合 計					
1,000,000					

仕入税額控除制度の改正の経緯

【現行制度】

- ◎ 帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件。(請求書等保存方式)

【改正の経緯】

- 消費税創設時

消費税の納付税額は、売上げの税額から仕入れの税額を控除して算出するが、仕入税額の把握の方法については、仕入れの事実を記載した帳簿又は仕入先から交付を受けた請求書等の保存を税額控除の要件とする「帳簿方式」を採用。

- 平成6年秋の税制改革（平成9年4月1日施行）

「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われていることから、制度の信頼性の観点から疑問が提起されていたところ。

こうした指摘を踏まえ、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存を税額控除の要件とする「請求書等保存方式」を採用。

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

[日本]

請求書

14年11月20日 No._____

株式会社 ○○商事 様 株式会社 △△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000				税率 5 %	消費税額等 50,000	
月	日	品名	数量	単価	金額(税抜) 税込	摘要
11	20	パソコン	5	174,000	870000	
		CDプレーヤー	8	8,000	64000	
		プリンター	3	22,000	66000	
合 計					1000000	

○○ H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174
O×△ TRADE LTD VAT Reg. No.987 6543 21
From: Any Street, Any Town
To: N.Obody, 222 The High Street
London NET4 4PT

Sale: Time of supply 16/01/02 Date of Issue: 19/01/02

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@ £25.20	151.20		
4	Record Players@ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77@ £15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
	Total (Net)	338.60	Total VAT	59.25
	V A T	59.25		
	T O T A L	£397.85		

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。
- 「インボイス方式」は、
 - ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。
 - ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧洲においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

これまでの政府税制調査会における議論（インボイス方式）

○「少子・高齢社会における税制のあり方」（平成 15 年 6 月）

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

(2) 今後の検討課題

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

○「平成 17 年度の税制改正に関する答申」（平成 16 年 11 月）

二 個別税目の課題

2. 消費税

（前略）将来、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」の採用が検討課題となる。これらについては、今後の消費税率の水準に関する議論も踏まえ、高い税率水準の下で複数税率を採用している欧州諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めていくべきである。

○「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成 19 年 11 月）

第2 各論

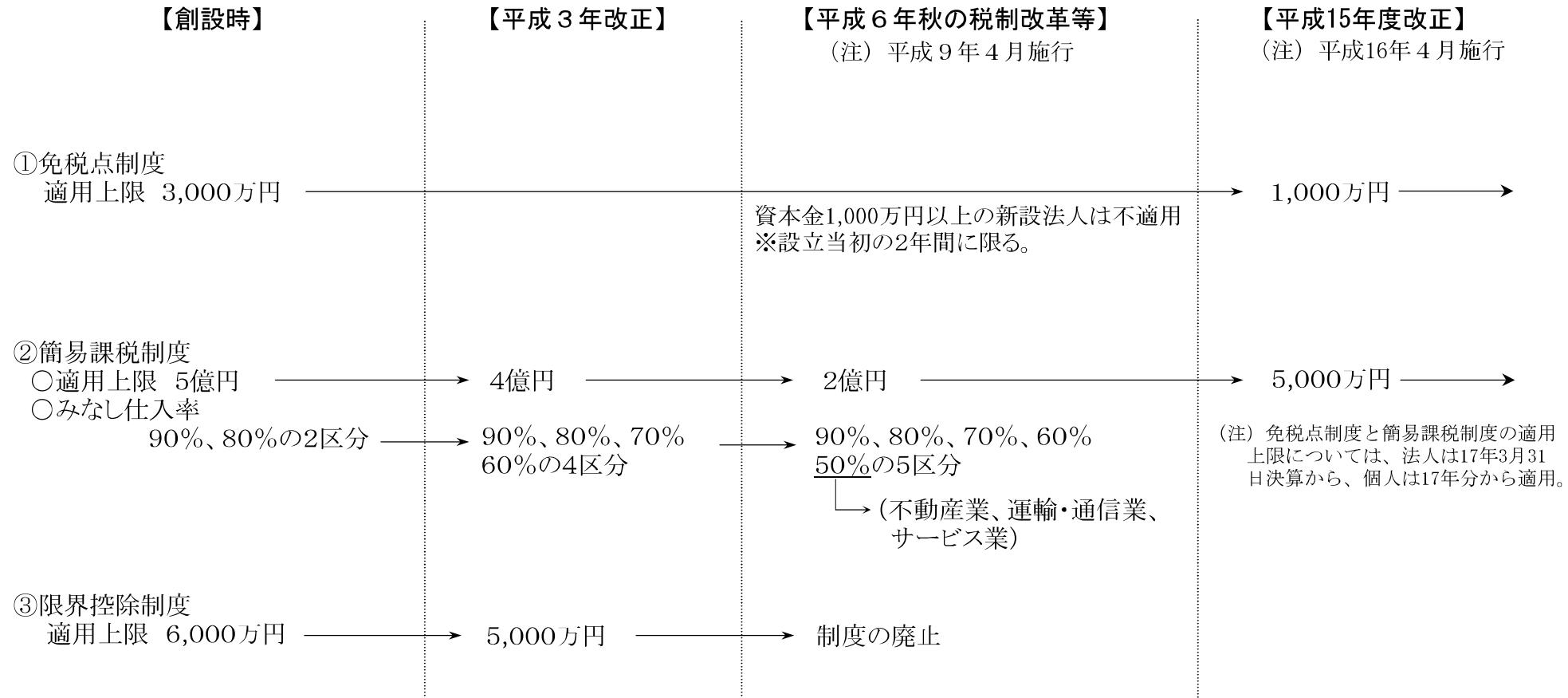
5. 消費課税

(1) 消費税

④ 消費税制度の信頼性・透明性を高めるための取組み

（前略）消費税の仕入税額控除について、ヨーロッパ諸国のようないわゆる「インボイス方式」の導入が検討課題となる。「インボイス方式」の導入は、仕入税額控除の適正化に資するが、他方で免税事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念もある。制度の信頼性・透明性の向上の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮をどのようにバランスさせるか、総合的に検討を行すべきである。なお、仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑化することとなるため、事業者負担の軽減も踏まえ適切な仕入税額控除を確保する観点から、「インボイス方式」の導入が不可欠となろう。（後略）

消費税の中小事業者に対する特例措置の推移



平成 15 年度における税制改革についての答申 —あるべき税制の構築に向けて—（抄）

[平成 14 年 11 月 19 日 税制調査会]

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

三 消費税

1. 検討の方向

消費税は、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保の観点から、今後、その役割を高めていかざるを得ない。そのためには、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要があり、中小事業者に対する特例措置等について、以下の方向で抜本的な改革を行う。また、消費者の便宜のため、価格の総額表示（含む税額明記）が促進されるよう配慮していく必要がある。

2. 中小特例制度等の抜本的改革

(1) 事業者免税点制度

事業者免税点の水準（課税売上高が 3,000 万円以下）は、消費税の創設当初から長期間にわたって据え置かれ、依然として 6 割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかとの疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景となっている。また、わが国の免税点水準は諸外国と比べても極めて高くなっている。

こうしたことを踏まえ、免税事業者の割合を現在の 6 割強から相当程度縮小させるべく、現行の免税点制度を大幅に縮小する。その際、法人については、既に法人税法に基づき申告・記帳の事務を行っていることから、免税事業者から除外すべきであろう。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度については、これまで二度にわたり適用上限の引下げやみなし仕入率の改正が行われてきた。しかしながら、基本的にはすべての事業者に対して本則の計算方法による対応を求めるべきである。また、中小事業者の多くが納稅額の損得を計算した上で適用している実態が認められる。こうしたことから、免税点制度の改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮しつつ、簡易課税制度を原則廃止することが適当である。

(3) 申告納付制度

申告納付制度については、これまでも消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮し、納稅者の事務負担や税務行政コスト等にも留意しつつ、申告納付回数の増加を図ることとする。

事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【事例】



- 第C期 — 免税（前々期（第A期）の課税売上高が1,000万円以下）

消費税の課税事業者数等

課税事業者

354万

個人事業者:146万
法 人 :208万

うち 簡易課税適用

個人事業者:91万
法 人 :57万

免税事業者

約400万 + α

うち 法人
92万

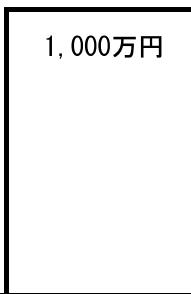
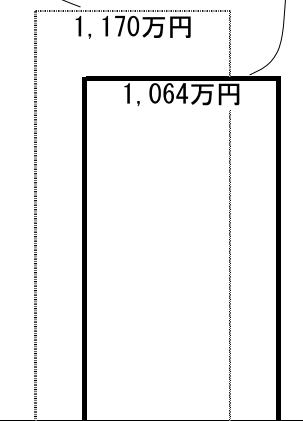
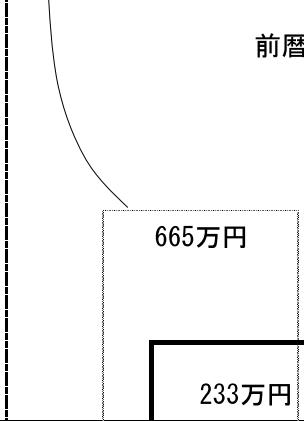
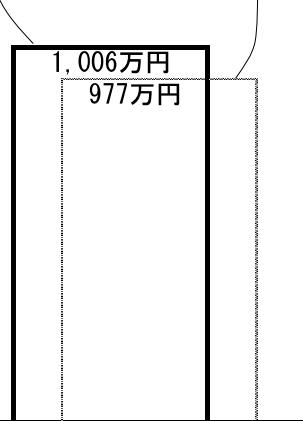
(注1) 課税事業者数は、平成20年度。

(注2) 免税事業者数(個人農家を含む)は、次の統計を基に推計。

- ・「事業所・企業統計調査(平成18年)」(総務省)
- ・「統計年報(平成20年度)」(国税庁)
- ・「2005年農林業センサス」(農林水産省)

主要国の付加価値税における免税点制度の概要

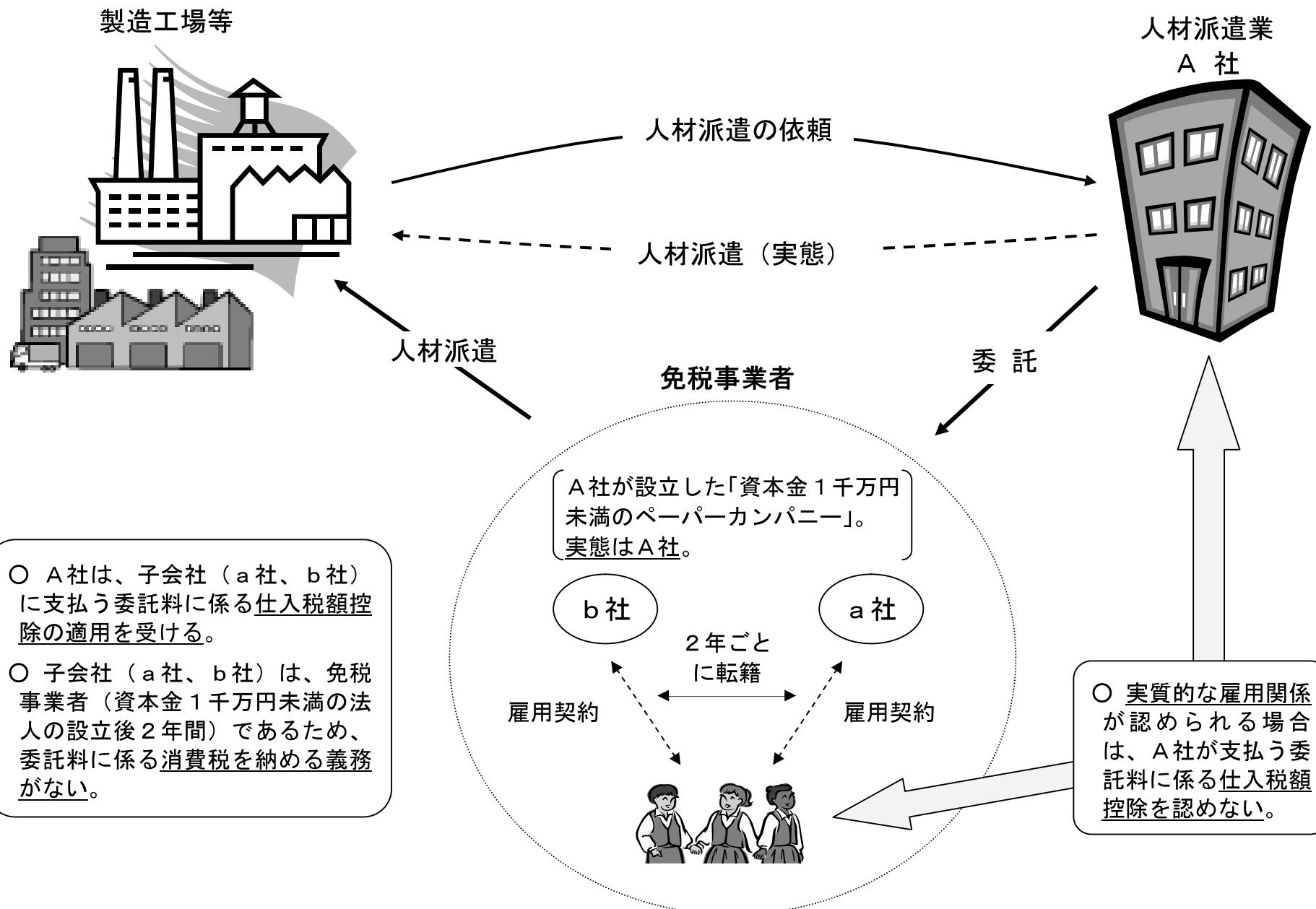
(2010年1月現在)

日本	フランス ^(注)	ドイツ	イギリス
<p>前々課税期間 の課税売上高</p> 	<p>当暦年の売上高 前暦年の 売上高</p> 	<p>当暦年の 売上見込額 前暦年の 売上高</p> 	<p>当月の直前1年間 の課税売上高 当月以後1年間 の課税売上見込額</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。ただし、資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。 ○ 基準期間の売上高により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品販売・宿泊施設業においては年間売上高が前暦年1,064万円以下かつ、当暦年1,170万円以下である者は免税事業者。その他の業種においては前暦年426万円以下かつ、当暦年452万円以下である者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合には、超えた月の初日から課税事業者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前暦年の年間売上高が233万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が665万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遡及的に課税されることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当月の直前1年間の課税売上高が1,006万円以下、または、当月以後の1年間において977万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が1,006万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。

(注) 物品販売・宿泊施設業においては、前々暦年の年間売上高が1,064万円以下（その他の業種においては426万円以下）の場合、前暦年の年間売上高に係る条件は1,170万円（その他の業種においては452万円）に緩和される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=148円、1ユーロ=133円（裁定外国為替相場：平成21年(2009年)11月における実勢相場の平均値）。

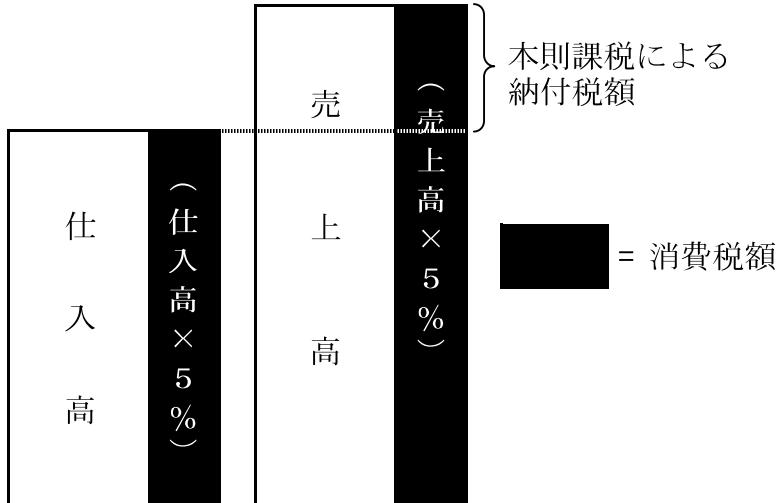
新設法人を利用した消費税の脱税事例



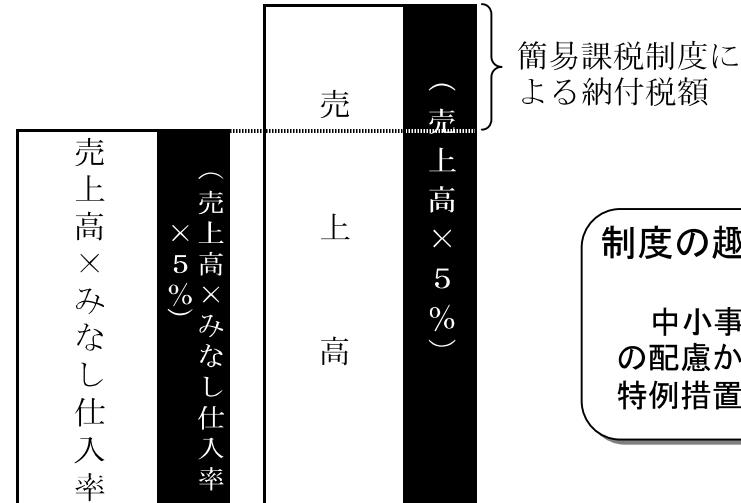
簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。

本則課税



簡易課税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 5\% - [\text{仕入高} \times 5\%] = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - [\text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\%] = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

主要国における付加価値税の簡易課税制度の概要

(2010年1月現在)

日本	フランス	ドイツ	イギリス
前々課税期間 の課税売上高	なし		一年間の 課税売上見込額
5,000万円		前 历 年 816万円	2,220万円
<ul style="list-style-type: none"> ○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。 ○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業）の5区分である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 前暦年の年間売上高が816万円以下の者は平均率による簡易課税（課税売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が2,220万円以下の者は平均率による簡易課税（売上総額に平均率を乗じて納付税額を計算）を選択することができる。（注）

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=148円、1ユーロ=133円（裁定外国為替相場：平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値）。

(注) 2009年4月以降、「年間課税売上見込額」のみが条件となっている（それまでは「年間総売上見込額」及び「年間課税売上見込額」の2つの条件を満たす必要があった）。

いわゆる「95%ルール」について

非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入税額控除を認めないのが原則。

ただし、売上げのほとんど（95%以上）が課税売上げの場合は、全ての仕入れについて仕入税額控除を認めている（いわゆる「95%ルール」）。

○ 消費税の仕入控除税額の計算方法

(1) 課税売上割合が95%以上の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）

(2) 課税売上割合が95%未満の場合 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税仕入れ等の税額を、個々の仕入れごとに「課税売上げに対応するもの」と「非課税売上に対応するもの」に区分し、「課税売上げに対応するもの」のみ控除を認める（「課税売上げと課税売上げに共通するもの」については課税売上割合で按分）。

② 一括比例配分方式

課税仕入れ等の税額を、個々の仕入れごとに区分せず、課税売上割合により一括して「課税売上げに対応するもの」と「非課税売上に対応するもの」に配分し、「課税売上げに対応するもの」として配分された税額の控除を認める。

$$(注) \text{ 課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜)}}{\text{課税売上げ(税抜)} + \text{非課税売上げ}}$$

諸外国における95%ルール類似の制度

未定稿

(2010年7月現在)

		制度の有無	非課税売上割合の上限	仕入税額控除可能な範囲
G7諸国	イギリス (注2)	なし	—	—
	ドイツ	なし	—	—
	フランス	なし	—	—
	イタリア	なし	—	—
	カナダ	あり	10%	左記の条件を満たす場合には、全額仕入税額控除可
他のOECD諸国	スウェーデン	あり	5%	左記の条件を満たす場合には、1回の仕入取引に係る仕入税額が1,000スウェーデン・クローネ(12,000円)を超えない仕入取引について全額仕入税額控除可
	チエコ	あり	5%	左記の条件を満たす場合には、全額仕入税額控除可
	ニュージーランド	あり	5%	左記の条件を満たす場合には、非課税売上の見込額が、年間90,000ニュージーランド・ドル(576万円)を超えない場合に限り、全額仕入税額控除可
	ルクセンブルク	あり	10%	左記の条件を満たす場合には、非課税売上に対する仕入税額が、年間250ユーロ(28,750円)を超えない場合に限り、全額仕入税額控除可

(注1) G7諸国は各国政府資料より作成。その他のOECD諸国についてはIBFD公表資料で制度の存在が確認できた国についてまとめたものである。

(注2) イギリスにおいては、かつて我が国の95%ルールと同様の制度が設けられていたが、1987年に廃止され、現在は、非課税売上げに対応する仕入税額が少額(1か月平均625ポンド(83,750円)以下で、かつ、仕入税額全体の50%以下)の場合に限り、全額仕入税額控除が認められる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=134円、1スウェーデン・クローネ=12円、1ニュージーランド・ドル=64円、1ユーロ=115円(裁定外国為替相場:平成22年(2010年)5月中における実勢相場の平均値)。

(参 考)

「議論の中間的整理」(抄)

平成22年6月22日
専門家委員会委員長 神野 直彦

2. 税制抜本改革を進めるまでの課題と考え方

(3) 将来の人口構造と社会保障制度の安定的な財源確保

- 支え合う社会を実現するに当たり、税制による再分配には自ずと限界があり、社会保障制度を通じた再分配の役割が重要である。したがって、それを支える安定的な財源を確保するための税制改革が急務である。
 - 高齢者の急増、勤労世代の減少という将来の見通しを踏まえると、勤労世代に偏って負担を求めるのは困難であり、社会で広く分かち合う消費税は重要な税目であると考えられる。
-
- 支え合う社会を実現していくに当たり、税制による再分配には自ずと限界があり、社会保障制度を通じた再分配の役割が重要である。したがって、税制のあり方として、そうした再分配の費用について、安定的な財源確保を図っていく必要がある。
 - 我が国の高齢化の状況を見ると、65歳以上の老人人口比率は20%を超え、世界で最も高齢化が進んでおり、国の社会保障関係費は足下で年1兆円超の自然増となっている。また、今後も諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進むと予測されている。
 - こうした社会保障制度を持続可能なものとするため、年金・医療・介護等の社会保障制度全般を支える財源を確保するための税制改革は支え合う社会を実現する観点から急務となっている。負担水準と給付水準はセットで議論すべきであり、高い給付水準を求めつつ、低い負担水準を維持することは困難である。
 - 支えられる側である高齢者が大きく増加する一方、支える側である勤労世代が減少するという将来の人口構造の見通しを踏まえると、所得税の課税ベースは減少すると考えられるため、勤労世代だけに偏って負担を求めるることは困難であり、社会で広く分かち合う消費税は重要な税目であると考えられる。

(別添) 個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見

(4) 消費課税

① 消費税

- 消費税は、景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目であると同時に、勤労世代だけでなく、広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる等の特長を有し、社会保障財源の中核を担うにふさわしい。
- 消費税の社会保障財源としての適性を踏まえれば、その位置付けをより明確化し、国民がお互いに支え合う姿勢を明らかにしておくことは、国民の理解を深める上でも重要。
他方、社会保障財源をすべて消費税で賄うという意味での社会保障目的税とすることについては、社会保障給付の水準に合わせた消費税率の引上げ、給付削減の議論に繋がりやすいとの見方もある。
- 消費税を検討する場合には、所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘される点に留意が必要。
- 所得再分配のあり方は、他税目や社会保険料の負担とともに、歳出（社会保障給付などの公共サービス）まで含めて影響を考えることが基本。
- 逆進性に関しては、以下の意見があった。
 - 社会保障給付は、真に支援が必要な者に対して、個々人の事情に応じたきめ細やかな社会政策的配慮を行うことが可能。
その上で、低所得者を対象とした還付（給付）、軽減税率の設定の可否も検討。
 - 納付付き税額控除については、番号制度の導入が前提となるほか、不正受給の問題や執行コストを考慮する必要。
 - 軽減税率については、我が国の消費税の特長を損ない、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどにも留意が必要。

- 消費税制度については、累次の税制改正により、信頼性・透明性は相当程度向上したと考えられるが、今後、消費税の充実を期していく上では執行可能性やコストも踏まえつつ、一層の適正化に向けた取組みが必要。
- インボイス方式の導入は、仕入税額控除の適正化に資する面もあるが、他方で免税事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念もあり、制度の信頼性・透明性の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮のバランスを踏まえた検討が必要。
仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑化することになるため、インボイス方式の導入が不可欠。
- 簡易課税制度等の中小事業者の特例措置についても、事業者の事務の実態なども踏まえながら、引き続き必要な見直しが行われるべき。

② 地方消費税

- 地方消費税は偏在性が小さく税収が安定的で、経常的なサービスを提供する地方公共団体の基幹税として適切であり、税収の偏在性の是正や税収の安定性の確保の観点からも、地方消費税の充実が必要。
- 我が国においては、地方で個別の消費に対する課税を行ってきた経緯があり、それを廃止・縮小した上で、地方消費税が創設されたことに十分留意すべき。
- 地方公共団体は、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、地域に密着したきめ細かな対人社会保障サービスを幅広く提供している。
- これらを踏まえ、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要。